

大阪市水道事業管理規程第11号

大阪市水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

大阪市水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（平成18年大阪市水道事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第7条　〔略〕 〔2～8　略〕 9　任期付職員規程第7条第1項第2号の規定により読み替えて適用する給与規程第28条第4項の別に定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 任期付職員規程第2条第1項の給料表（以下「 <u>特定任期付企業職員給料表</u> 」という。）の6号給若しくは7号給を受ける職員又は同条第3項の適用を受ける職員職員の管理職手当に関する規則（昭和55年大阪市規則第16号。以下「 <u>管理職手当規則</u> 」という。）第2条第1項第2号に掲げる額 (2) <u>特定任期付企業職員給料表</u> の5号給を受ける職員　管理職手当規程第2条第1項第2号に掲げる額 (3) <u>特定任期付企業職員給料表</u> の4号給を受ける職員　管理職手当規程第2条第1項第4号に掲げる額	(期末手当) 第7条　〔同左〕 〔2～8　同左〕 9　任期付職員規程第5条の規定により読み替えて適用する給与規程第28条第4項の別に定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 任期付職員規程第2条第1項の給料表（以下「 <u>特定任期付職員給料表</u> 」という。）の6号給若しくは7号給を受ける職員又は同条第3項の適用を受ける職員　職員の管理職手当に関する規則（昭和55年大阪市規則第16号。以下「 <u>管理職手当規則</u> 」という。）第2条第1項第2号に掲げる額 (2) <u>特定任期付職員給料表</u> の5号給を受ける職員　管理職手当規程第2条第1項第2号に掲げる額 (3) <u>特定任期付職員給料表</u> の4号給を受ける職員　管理職手当規程第2条第1項第4号に掲げる額

(4) <u>特定任期付企業職員給料表</u>の3号給を受ける職員 管理職手当規程第2条第1項第5号に掲げる額 (5) <u>特定任期付企業職員給料表</u>の1号給又は2号給を受ける職員 管理職手当規則第2条第1項第9号に掲げる額 [10 略] 別表第3 (第7条関係) [表 別紙2 挿入] 別表第6 (第8条関係) [表 別紙4 挿入] 別表第7 (第8条関係) [表 別紙6 挿入]	(4) <u>特定任期付職員給料表</u>の3号給を受ける職員 管理職手当規程第2条第1項第5号に掲げる額 (5) <u>特定任期付職員給料表</u>の1号給又は2号給を受ける職員 管理職手当規則第2条第1項第9号に掲げる額 [10 同左] 別表第3 (第7条関係) [表 別紙1 挿入] 別表第6 (第8条関係) [表 別紙3 挿入] 別表第7 (第8条関係) [表 別紙5 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。	

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

[別表第3 別紙1]

給料表	職員	割合
水道局企業職給料表(1)	(1) 職務の級（基準日における職務の級をいう。以下 <u>この表</u> において同じ。）が8級である職員	[同左]
	[同左]	[同左]
[同左]		

[別表第3 別紙2]

給料表	職員	割合
水道局企業職給料表(1)	(1) 職務の級（基準日における職務の級をいう。以下 <u>この表、別表第6及び別表第7</u> において同じ。）が8級である職員	[略]
	[略]	[略]
[略]		

[別表第6 別紙3]

給料表	相対評価区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
水道局企業 職給料表(1)	職務の級が8級 である職員	<u>100分の</u> <u>181.9</u>	<u>100分の</u> <u>152.2</u>	<u>100分の</u> <u>122.5</u>	<u>100分の</u> <u>103.8</u>	<u>100分の88.8又は100</u> <u>分の77.5のうちから</u> 人事評価等に基づく 支給区分に応じて局長 が定める割合
	職務の級が7級 である職員	<u>100分の</u> <u>181.9</u>	<u>100分の</u> <u>152.2</u>	<u>100分の</u> <u>122.5</u>	<u>100分の</u> <u>103.8</u>	<u>100分の88.8又は100</u> <u>分の77.5のうちから</u> 人事評価等に基づく 支給区分に応じて局長 が定める割合
	職務の級が6級 である職員	<u>100分の</u> <u>173.4</u>	<u>100分の</u> <u>148.7</u>	<u>100分の</u> <u>124</u>	<u>100分の</u> <u>105.3</u>	<u>100分の90.3又は100</u> <u>分の79のうちから</u> 人事評価等に基づく 支給区分に応じて局長 が定める割合
	職務の級が5 級、4級、3級、 2級又は1級で ある職員	<u>100分の</u> <u>119.7</u>	<u>100分の</u> <u>115.4</u>	<u>100分の</u> <u>109.3</u>	<u>100分の</u> <u>101.3</u>	<u>100分の96.3又は100</u> <u>分の92.5のうちから</u> 人事評価等に基づく 支給区分に応じて局長 が定める割合
水道局企業 職給料表(2)	職務の級が3 級、2級又は1 級である職員	100分の 119.7	100分の 115.4	100分の 109.3	100分の 101.3	100分の96.3又は100 分の92.5のうちから 人事評価等に基づく 支給区分に応じて局長 が定める割合

[備考 同左]

[別表第6 別紙4]

給料表	相対評価区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
水道局企業 職給料表(1)	職務の級が8級 である職員	<u>100分の</u> <u>179.4</u>	<u>100分の</u> <u>149.7</u>	<u>100分の</u> <u>120</u>	<u>100分の</u> <u>101.3</u>	<u>100分の86.3又は100</u> <u>分の75</u> のうちから人 事評価等に基づく支 給区分に応じて局長 が定める割合
	職務の級が7級 である職員	<u>100分の</u> <u>179.4</u>	<u>100分の</u> <u>149.7</u>	<u>100分の</u> <u>120</u>	<u>100分の</u> <u>101.3</u>	<u>100分の86.3又は100</u> <u>分の75</u> のうちから人 事評価等に基づく支 給区分に応じて局長 が定める割合
	職務の級が6級 である職員	<u>100分の</u> <u>170.9</u>	<u>100分の</u> <u>146.2</u>	<u>100分の</u> <u>121.5</u>	<u>100分の</u> <u>102.8</u>	<u>100分の87.8又は100</u> <u>分の76.5</u> のうちから 人事評価等に基づく 支給区分に応じて局 長が定める割合
	職務の級が5 級、4級、3級、 2級又は1級で ある職員	<u>100分の</u> <u>116.6</u>	<u>100分の</u> <u>112.5</u>	<u>100分の</u> <u>106.7</u>	<u>100分の</u> <u>98.8</u>	<u>100分の93.8又は100</u> <u>分の90</u> のうちから人 事評価等に基づく支 給区分に応じて局長 が定める割合
水道局企業 職給料表(2)	職務の級が3 級、2級又は1 級である職員	100分の 116.6	100分の 112.5	100分の 106.7	100分の 98.8	100分の93.8又は100 分の90のうちから人 事評価等に基づく支 給区分に応じて局長 が定める割合
特定任期付 企業職員給 料表	基準日におい て、任期付職員 規程第2条第3 項の規定の適用 を受ける職員又 は7号給、6号 給、5号給、4号 給、3号給、2号 給、若しくは1 号給を受ける職 員	100分の 127.5	100分の 102.5	100分の 77.5	100分の 58.8	100分の43.8又は100 分の32.5のうちから 人事評価等に基づく 支給区分に応じて局 長が定める割合

[備考 略]

[別表第 7 別紙 5]

給料表	相対評価区分 職員の区分	第 1 区分	第 2 区分	第 3 区分	第 4 区分	第 5 区分
水道局企業 職給料表(1)	職務の級が 8 級、7 級又は 6 級である職員	<u>100分の</u> <u>62.65</u>	<u>100分の</u> <u>61.95</u>	<u>100分の</u> <u>61.25</u>	<u>100分の</u> <u>54.85</u>	<u>100 分の 50.95</u> 又は <u>100分の48.85</u> のうち から人事評価等に基づ く支給区分に応じ て局長が定める割合
	職務の級が 5 級、4 級、3 級、 2 級又は 1 級で ある職員	<u>100分の</u> <u>51.85</u>	<u>100分の</u> <u>51.55</u>	<u>100分の</u> <u>51.25</u>	<u>100分の</u> <u>48.55</u>	<u>100 分の 47.15</u> 又は <u>100分の46.35</u> のうち から人事評価等に基づ く支給区分に応じ て局長が定める割合
水道局企業 職給料表(2)	職務の級が 3 級、2 級又は 1 級である職員	<u>100分の</u> <u>51.85</u>	<u>100分の</u> <u>51.55</u>	<u>100分の</u> <u>51.25</u>	<u>100分の</u> <u>48.55</u>	<u>100 分の 47.15</u> 又は <u>100分の46.35</u> のうち から人事評価等に基づ く支給区分に応じ て局長が定める割合

[備考 同左]

[別表第 7 別紙 6]

給料表	相対評価区分 職員の区分	第 1 区分	第 2 区分	第 3 区分	第 4 区分	第 5 区分
水道局企業 職給料表(1)	職務の級が 8 級、7 級又は 6 級である職員	<u>100分の</u> <u>61.4</u>	<u>100分の</u> <u>60.7</u>	<u>100分の60</u>	<u>100分の</u> <u>53.6</u>	<u>100分の49.7</u> 又は <u>100</u> <u>分の47.6</u> のうちから 人事評価等に基づく 支給区分に応じて局 長が定める割合
	職務の級が 5 級、4 級、3 級、 2 級又は 1 級で ある職員	<u>100分の</u> <u>50.6</u>	<u>100分の</u> <u>50.3</u>	<u>100分の50</u>	<u>100分の</u> <u>47.3</u>	<u>100分の45.9</u> 又は <u>100</u> <u>分の45.1</u> のうちから 人事評価等に基づく 支給区分に応じて局 長が定める割合
水道局企業 職給料表(2)	職務の級が 3 級、2 級又は 1 級である職員	<u>100分の</u> <u>50.6</u>	<u>100分の</u> <u>50.3</u>	<u>100分の50</u>	<u>100分の</u> <u>47.3</u>	<u>100分の45.9</u> 又は <u>100</u> <u>分の45.1</u> のうちから 人事評価等に基づく 支給区分に応じて局 長が定める割合

[備考 略]